

米国国務省「2012年人身取引報告書」

今年的人身取引報告書が発表されました (<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2012/>)。同報告書は、米国国務省が2000年から毎年発行しており、各国の取組みを評価し、4つの階層にランク付けしています。

タイは、3年連続で、下から2番目の「第二ランク（監視対象国）」にランク付けされてしまいました。本来であれば「第三ランク」になるところ、タイ政府が明確な対応策を提出したため、降格を免れたとのこと。報告書は、人身取引ケースの規模に対して加害者訴追及び有罪化が少ないこと、被害者認定の不備、人身取引被害をともしれば増やしてしまう移民労働政策、警察の汚職の問題を指摘しています。

日本は、昨年に引き続き「第二ランク」です。女性や子どもの強制売春の加害者に対する訴追や有罪化が評価されているものの、強制労働加害者訴追の実績がなかったことが問題視されています。また、日本の男性がアジア諸国で児童の性的搾取に関与していることが指摘されています。

近隣国の状況を見てみると、ミャンマーと中国が「第二ランク（監視対象国）」で、カンボジア、ラオス、ベトナムが「第二ランク」です。

反人身取引デーへの参加 (6/5)

例年に引き続き、今年も「反人身取引デー・イベント」が開催されました。6月5日は、タイの人身取引対策法（2008年制定）が制定された日で、毎年、法律の制定を記念し、タイ政府の人身取引対策における取組みをアピールする催しを行っています。



社会開発人間安全保障大臣（中央）
と同省次官（左）

社会開発人間安全保障大臣が開会の辞を述べ、タイの人身取引対策で活躍する有識者5名による討論会が行われました。

討論会では、タイの女性が未だに売春婦のイメージを海外でもたれていること、近年はタイにおいて性的搾取よりも漁業関連の労働搾取に注目があっていること、加害者訴追手続きの難しさについて触れられました。また、人身取引対策法制定後の成果として、人身取引の定義がより明確になったこと、男性の被害者の保護もできるようになったことが挙げられ、また、人身取引対策法と他の法律を組み合わせることで被害者側に立った対応ができている、と意見が出ていました。



人身取引被害者とMDTメンバーとの対話 (6/15)

プロジェクトでは、MDTメンバーによる支援がより被害者の視点に立ったものに改善されるよう、被害者とMDTメンバーの対話の機会を設けています。

今回は「人身取引被害者が加害者を訴追する過程でどのような障害があるか」をテーマに話し合いを行いました。この対話イベントには6人の人身取引被害者、そして警察、入国管理、検察、ソーシャルワーカー、国連、NGOから合計約50名のMDTメンバーが参加しました。

イベントでは、①MDTメンバーは被害者を支援する立場にあるはずなのに、被害者たちはMDTメンバーから二次被害を受けていること、②MDTメンバーが被害者の権利をきちんと把握し、説明を行っていないこと、などが指摘されました。

それらの指摘に対して、MDTメンバーはインタビュー方法の改善、加害者の逃亡の阻止、性的搾取被害者に対する裁判時における配慮、訴追プロセスの具体的な流れの明確化等への努力を行うと述べていました。



LOLの劇に見入る参加者たち：被害者が加害者訴追の過程で直面する課題を劇で表現しました

その他、人身取引被害者たちからは、裁判所の予算となってしまう保釈金が、その一部でも法的支援に使われるよう、裁判官と対談をしたいとの希望も挙がりました。

準郡レベルのMDT強化を目指して：

パヤオで研修を実施（6/26-6/27）

パヤオ県では、社会開発人間安全保障事務所（PMJ）がバンコク YMCA 財団パヤオセンター（YMCA パヤオ）と協働し、県・郡レベルのみならず、準郡レベルのMDT強化に積極的に取り組んでいます。

プロジェクトでは、地方MDT強化の一環として、この取り組みを後押しするため、YMCA パヤオと協働で、準郡レベルMDT強化のための各種研修を実施しています。また、地方のMDTにおいても、被害者の視点に立った支援がなされるよう、LOLメンバーを研修講師として招いてLOL活動からの成功例や教訓を共有する他、パヤオに帰還したタイ人被害者の現状を調査するサーベイの実施を予定しています。

6月下旬、同県ドッカムタイ郡で準郡レベルのMDTメンバーとして活動する準郡長、教員、地域

ボランティアなど27名に対し、2日間の研修を実施しました。研修の狙いは、①MDT活動とケースマネジャーの役割を理解すること、②人身取引に関する法律への理解を深めること、③準郡レベルのMDTがコミュニティーに帰還したタイ人被害者の社会復帰をどう支援できるか、LOLメンバーの話を通して考えてもらうこと、の3点でした。

特に好評だったのは、講義で学んだ法律や被害者認定の知識を使って、ケーススタディを話し合うグループワークを盛り込んだ法律のセッションです。グループワークを通し、地域で人身取引が発生した際に、講義で得た知識・情報を使って、誰とどう連絡・調整を行うかという応用力を学ぶことができました。



グループワークの様子

LOLのセッションでは、元被害者3名が自らの被害者体験を語り、元被害者による支援グループが地域と協働して人身取引の予防や被害者の社会復帰に大きく貢献できる、ということ述べました。

プロジェクトは、YMCA パヤオとともに、研修参加者が地域に戻った後どのような活動を行っているか、フォローアップを行っていく予定です。